

産地連携サプライチェーン創出事業費補助金交付要領

制定 令和3（2021）年8月2日 生振第270号

（趣旨）

第1条 県の交付する産地連携サプライチェーン創出事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36（1961）年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 産地連携サプライチェーン創出事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
産地連携サプライチェーン創出事業費補助金	複数産地が結びつき、出荷期間の長期化や出荷数量の増加、一次加工等による新たなサプライチェーンを構築する取組を支援し、販路拡大によるリスク分散を進めながら産地の販売力強化を図る。	1 産地連携サプライチェーン推進事業 産地連携構想の策定主体である協議会、又はその構成員である農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部が、産地連携サプライチェーン創出事業実施要領（令和3（2021）年8月 日付け生振第号。以下、「実施要領」という）に基づき行う産地連携サプライチェーン推進事業に要する経費、若しくは産地連携構想の策定主体である協議会、又はその構成員である農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行う産地連携サプライチェーン推進事業につき市町が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内。 市町が補助する場合には、市町が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の2分の1を限度とする。	市町、協議会、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部

		<p>2 産地連携サプライチェーン整備事業 産地連携構想の策定主体である協議会、又はその構成員である農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行う産地連携サプライチェーン整備事業に要する経費、若しくは産地連携構想の策定主体である協議会、又はその構成員である農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行う産地連携サプライチェーン整備事業につき市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の10分の4以内（ただし、機械については3分の1以内）。 市町が補助する場合にあっては、市町が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする（ただし、機械については3分の1を限度とする）。</p>	<p>市町、協議会、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、全国農業協同組合連合会栃木県本部</p>
--	--	---	---	--

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地連携サプライチェーン創出事業費補助金	産地連携サプライチェーン創出事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（全国農業協同組合連合会栃木県本部が実施する事業（以下、「直接申請事業」という）にあっては知事）が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては

速やかに農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）に報告し、その指示を受けること。

（４）農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）は、前三号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

（軽微な変更）

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （１）事業実施主体の変更
- （２）事業実施地区の変更
- （３）事業の廃止
- （４）事業実施主体の事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- （５）事業実施主体の事業種目ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

（変更の承認）

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地連携サブライチェーン創出事業費補助金	産地連携サブライチェーン創出事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
産地連携サブライチェーン創出事業費補助金	産地連携サブライチェーン創出事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
産地連携サブライチェーン創出事業費補助金	産地連携サブライチェーン創出事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

(財産処分の制限期間)

第10条 規則第24条第1項ただし書の規定(及び規則第6条第2項の規定に基づき付された間接補助条件)による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

(財産処分を制限する機械及び器具)

第11条 規則第24条第1項第2号の規定による財産(及び規則第6条第2項の規定に基づき付された間接補助条件に基づき財産処分を制限する機械及び器具)は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(又は10万円以上)の機械及び器具とする。

(帳簿の備付等)

第12条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第13条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3(2021)年8月2日から施行する。
- 2 この要領は、令和8(2026)年3月31日をもって、その効力を失う。  
ただし、第2条に定める表の1の事業は、令和6(2024)年3月31日をもって、その効力を失う。